

---

平成19年度

東京都医療費分析報告書

---



東京都福祉保健局

## ま え が き

この報告書は、平成20年度を初年度として策定する「東京都医療費適正化計画」を実効性あるものとするため、都の医療費や都民の健康状態、医療施設の配置状況やこれらの都内地域特性を把握し、計画に的確に反映することを目的として行った医療費分析の結果をとりまとめたものです。

「医療費適正化計画」は、平成18年の医療制度改革により、国民皆保険を将来にわたり持続可能なものとしていくため国及び都道府県に策定が義務付けられたものであり、この都道府県計画には、医療費分析に関する事項を定めることとされています（高齢者の医療の確保に関する法律 第9条5号）。

今回の分析では、都の医療費の他道府県との比較、保険者種別（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）ごとの医療費の比較、国民健康保険のレセプトデータを使用した疾病構造の分析などを行いました。また、二次保健医療圏、区市町村別に地域別比較を行っています。

この報告書が、今般の医療制度改革において全ての医療保険者に義務付けられた「特定健康診査等実施計画」策定に当たり、保険者の皆様に参考資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、この報告書を作成するに当たりご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

平成19年9月

東京都福祉保健局

## - 目次 -

用語の解説.....	
1 都民医療費の推移.....	1
2 他道府県との比較.....	7
(1) 医療費総額.....	9
(2) 1人当たり医療費(全体).....	11
(3) 1人当たり医療費(老人).....	15
(4) 受診率(全体).....	17
(5) 受診率(老人).....	19
(6) 医療資源の状況.....	21
(7) 医療費と医療資源の配置水準との関係.....	28
(8) 疾病構造.....	33
3 保険者種別ごとにみた医療費の比較分析.....	43
(1) 保険者種別ごとにみた各保険者の特性.....	45
(2) 東京都における保険者種別構成.....	47
(3) 個別保険者の概況.....	48
(4) 医療費諸率.....	51
(5) 疾病構造.....	57
疾病大分類別にみた概況.....	57
疾病中分類別にみた概況.....	61
生活習慣病医療費と受診率の特徴.....	72
(6) 高額医療費の状況.....	79
4 国民健康保険医療費及び老人医療費の状況.....	91
(1) 医療費総額の二次保健医療圏及び区市町村の比較.....	93
(2) 年齢構造の二次保健医療圏及び区市町村の比較.....	98
(3) 医療費諸率の二次保健医療圏及び区市町村の比較.....	104
(4) 疾病構造の二次保健医療圏及び区市町村の比較.....	115
循環器系疾患.....	116
新生物.....	142
腎泌尿生殖器の疾患.....	174
筋骨格系及び結合組織の疾患.....	196
内分泌、栄養及び代謝疾患.....	220
(5) 老人医療費の二次保健医療圏及び区市町村比較.....	249
(6) 高額医療費の二次保健医療圏及び区市町村の比較.....	268

巻末資料.....	285
公営国保保険者別にみた医療費の状況.....	287
区市町村別医療資源の状況.....	351
巻末統計表.....	353
社会保険表章用疾病分類表.....	481

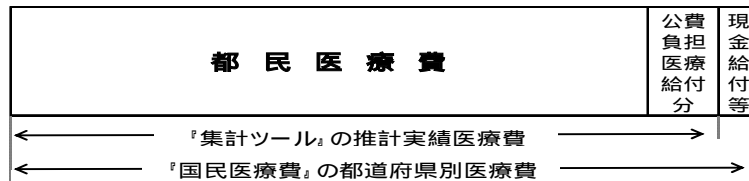
# 用語の解説

## 1 医療費

### (1) 都民医療費

本文中、「1 都民医療費の推移」及び「2 他道府県との比較」で使用している「都民医療費」及び「都道府県別医療費」は、平成19年7月に厚生労働省が作成した『都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール』により算定された都道府県別の「推計実績医療費」（平成13年度～17年度実績）から公費負担医療給付分を除いた額となっている\*。

\* 『都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール』では、公費負担医療給付分は年齢階層別に算定されていないため、本報告書においては分析対象に含めないこととした。



#### ア 推計実績医療費の範囲

『国民医療費』（厚生労働省）の医療費の範囲から、診療報酬審査支払機関の審査対象外医療費である柔道整復師・はり師による治療費、移送費、補装具などの現金給付分、労災保険等給付分、全額自費を除いたものとなっている。

#### 《参考》『国民医療費』（厚生労働省）の医療費の範囲

- ・ 診療費（医科診療〔入院・入院外〕・歯科診療）、入院時食事医療費
- ・ 訪問看護医療費（訪問看護療養費・老人訪問看護療養費・基本利用料）
- ・ 調剤費（医療保険・公費・老人保健制度分）
- ・ 柔道整復師・はり師による治療費（保険適用部分）
- ・ 移送費（保険適用部分）
- ・ 補装具（保険適用部分）など

医療費の範囲は傷病の治療費に限られているため、正常な妊娠や分娩等に要する費用、健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含まれていない。

また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分等の費用は計上されていない。

制度区分別では、公費負担医療給付分（生活保護法に基づく医療扶助、障害者自立支援法に基づく自立支援医療等）、医療保険等給付分（医療保険制度分、労災保険給付分等）、老人保健給付分、患者負担分（保険給付に伴う一部負担金、全額自費等）に分けられる。

#### イ 都民医療費の推計方法

$$\text{都民医療費} = \text{都内国保実績値} + \left( \text{被用者保険 都内医療機関分の集計値} \times \text{変数} \right)$$

(住所地ベース)

↑  
患者の住所地別構成比に按分するための変数  
(『患者調査』(厚生労働省)データ等より)

## (2) 東京都の国民健康保険医療費（本文 3、4、巻末資料）

東京都国民健康保険団体連合会作成『疾病別医療費分析システム』に収録されたデータ。

### ア 疾病別医療費データ

#### 「3 保険者種別ごとにみた医療費の比較分析」

都内の区市町村国保及び国保組合（都内在住者分）加入者の医療に要した費用を掲載している。

#### 「4 国民健康保険医療費及び老人医療費の状況」及び巻末資料

都内の区市町村国保被保険者\* の医療に要した費用を掲載している。

\*老健分については、国保組合加入者分も含まれる。

また、本書の分析では、平成 18 年 11 月診療分の医科（入院・入院外）医療費データを使用している。（歯科及び調剤に関するデータは含まれていない。）

なお、分析で使用するデータを検討する際、平成 18 年 11 月診療分と同年 5 月診療分の比較を行ったが、合計レセプト件数、総医療費、疾病大分類別の状況、疾病中分類別ランキング、生活習慣病に見る保険者比較、高額医療費レセプトの状況等において、いずれもほとんど差異が見られず、季節変動は確認できなかったため、分析時点で直近のデータである平成 18 年 11 月診療分の医療費データを使用した。

### イ 加入者数データ

平成 18 年 11 月末日現在の加入者数\* を使用

\* 一部の区市については、システムに収録されている加入者数を修正のうえ、一人当たり医療費や受診率等を算出している。

## (3) 老人医療費

### ア 『老人医療事業年報』の老人医療費（本文 2 (3)(5)、4 (5)）

老人保健法による老人医療受給対象者の医療に要する費用。

老人医療受給対象者は、以下の 3 つの要件すべてに該当する者。

#### 年齢要件

- ・ 75 歳以上の者

（平成 14 年 10 月に対象年齢が 70 歳以上から 75 歳以上に引き上げられたが、平成 19 年 9 月 30 日までの経過措置により、75 歳に向けて段階的に毎年 1 歳ずつ引き上げられているため、例えば平成 17 年 10 月からは原則 73 歳以上が対象となっている。）

- ・ 65 歳以上 75 歳未満であって、区市町村長の障害認定を受けた者

#### 加入者要件

医療保険に加入していること（生活保護受給世帯に属する者等は対象外）

#### 居住地要件

区市町村の区域内に居住地を有すること

### イ 『都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール』の老人医療費（本文 1、2 (1)(2)(4)）

平成 19 年 7 月に厚生労働省が作成した計算ツールで算定した、70 歳以上の医療保険加入者に係る推計実績医療費。公費医療分（生活保護法に基づく医療扶助費等）を含まない。

#### (4) 高額医療費

本書では、レセプト1件当たりの医療費が医科入院で80万円、医科入院外で10万円を超えるものとした。

【参考】平成18年11月診療分 国保医科レセプトにおける医療費の分布状況等

区分	平均値	中央値	高額レセプト 基準額	全レセプトに対する割合	
				件数割合	費用額
入院	447,083円	336,150円	80万円超	11.7%	36.7%
入院外	12,998円	6,740円	10万円超	1.0%	20.2%

## 2 疾病

### (1) レセプトデータに計上されている疾病（本文2～4）

疾病構造の分析で使用しているレセプトデータに計上されている疾病は、実際は医師がレセプトに複数の主傷病名を記載していても、レセプト毎に一つの傷病を主な疾病として機械的に選択したものであり、診療内容や医療費の投入度合い等は加味していない。

このため、合併症や併存症が多数記載されている場合、選択されなかった疾病の件数、医療費において低い集計値となる可能性がある。

### (2) 疾病大分類

社会保険表章用疾病分類表（19分類）に基づく分類

### (3) 疾病中分類

社会保険表章用疾病分類表（119分類）に基づく分類

### (4) 生活習慣病（10疾病）

「糖尿病」「その他の内分泌、栄養の疾患」「高血圧性疾患」「虚血性心疾患」「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「動脈硬化（症）」「腎不全」である。

なお、「糖尿病」には、生活習慣病に含まれる「2型糖尿病」のほか、「1型糖尿病」や「その他の特定の機序、疾患による糖尿病」等、「腎不全」には、生活習慣病に含まれる「糖尿病性腎不全」のほか、薬物や造影剤、重症化した糸球体腎炎、大出血、前立腺肥大等を原因とする腎不全、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」には、生活習慣病に含まれる「高脂血症」のほか、ICD-10の分類でいう所の「その他のグルコース調節及び膵内分泌障害」や「栄養失調（症）」等に該当する疾病も含まれており、分析に当たっては留意する必要がある。

## 3 受診率

レセプト件数を被保険者数で除したもの

「受診率（1000人当たり件数）」＝レセプト件数／被保険者数×1000

#### 4 年齢補正等

##### (1) 「都道府県別一人当たり医療費」で行った年齢補正方法(本文2(2)(4)(7))

厚生労働省の『都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール』より、都道府県別の70歳未満及び70歳以上一人当たり医療費を算出し、それぞれの値を全国の70歳未満及び70歳以上人口に乗じて合計した医療費総額の値を全国の全人口で除して算出した。

「都道府県別一人当たり医療費(年齢補正後)」

$$\begin{aligned} &= (\text{都道府県別、70歳未満一人当たり医療費} \times \text{全国の70歳未満人口} \\ &+ \text{都道府県別、70歳以上一人当たり医療費} \times \text{全国の70歳以上人口}) \\ &\div \text{全国の全人口} \end{aligned}$$

##### (2) 「区市町村別一人当たり医療費」等で行った年齢補正方法(本文4(3)、巻末資料)

東京都国民健康保険団体連合会の『疾病別医療費分析システム 2006年11月』より、区市町村別の5歳階級別の一人当たり医療費を算出し、その値を東京都の各年齢階層の人口に乗じて合計した医療費総額の値を東京都の全人口で除して算出した。

「区市町村別一人当たり医療費(年齢補正後)」

$$\begin{aligned} &= (\text{区市町村別、0~4歳の一人当たり医療費} \times \text{東京都の0~4歳人口} \\ &+ \text{区市町村別、5~9歳の一人当たり医療費} \times \text{東京都の5~9歳人口} + \dots) \\ &\div \text{東京都の全人口} \end{aligned}$$

##### (3) 標準化死亡率〔SMR〕(本文2(8))

死亡率は通常、年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率を、そのまま比較することはできない。比較を可能にするためには、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する必要がある。

標準化死亡率は、基準死亡率(人口10万対の死亡数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と、実際に観察された死亡数とを比較するものである。

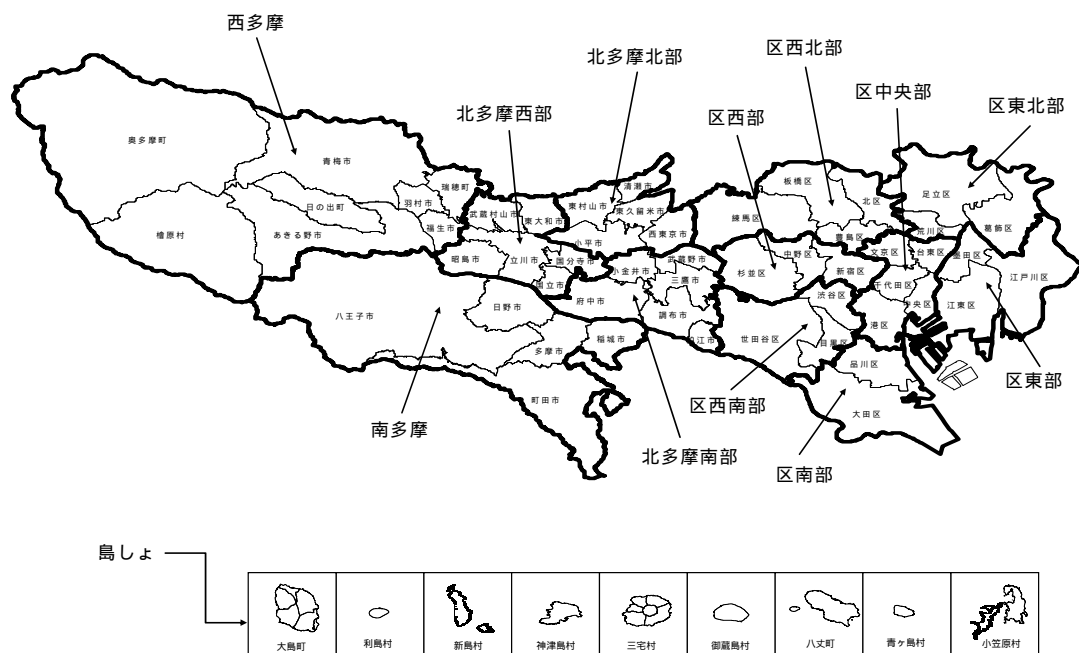
我が国の平均を100としており、標準化死亡率が100以上の場合は我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。

標準化死亡率は、基準死亡率と対象地域の人口を用いれば簡単に計算できるので、地域別の比較によく用いられる。

〔出典：「都道府県別死因の分析結果について」(厚生労働省)〕



## 二次保健医療圏



二次保健医療圏（構成区市町村・面積・人口）

二次保健医療圏	構成区市町村	面積 (km <sup>2</sup> )
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	63.52
区南部	品川区、大田区	82.18
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	87.89
区西部	新宿区、中野区、杉並区	67.84
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113.93
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	98.24
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	103.05
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	572.71
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	324.51
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.25
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	95.82
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.59
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	405.72
計		2,187.05